



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

## 知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 4236号 2018.3.1 発行

### 障害者の就労支援へI o Tなど活用 作業手順をスライドショーに



産経新聞 2018年2月28日

「だれでもワークプロ」の画面。「赤いバケツには汚れたダスターを入れます。ここに入っているダスターでテーブルやいすをふいてはいけません」との文字も入る

誰もが活躍できる社会を目指す「1億総活躍社会」。女性も高齢者も障害のある人も、それぞれが自分の力を発揮できる雇用環境の整備に関心が高まっている。その一環として技術革新が進むのが、障害のある人が効率的に仕事を行う機能を備えた「障害者の就労支援機器」。I T（情報技術）やI o T（モノのインターネット）など最

先端の技術が活用されている。（服部素子）

昨年12月、大阪府中央区で開かれた障害者の自立支援機器を紹介する「シーズ・ニーズマッチング交流会」。「就労場面における自立支援機器」をテーマに、科学技術を応用した福祉用具の開発・情報提供などを行う公益財団法人「テクノエイド協会」（東京都新宿区）が開いた。



体に障害のある人の動きやすさを追求した多機能電動車椅子や歩行アシストスーツなどとともに関心を集めたのが、モバイル端末を利用した就労支援機器だ。



ソフトウェア開発の「マイクロブレイン」（さいたま市）が手がける「だれでもワークプロ」は、掃除やクリーニング、菓子・パン製造などの作業手順をスライドショー形式で見せたりして、知的・精神障害者の作業効率アップに活用するiPad（タブレット）専用の作業手順作成・閲覧ソフト。

同社の金子訓隆取締役（50）は「知的障害や発達障害のある人は、言語より視覚情報の方が受け取りやすい。そこで、作業マニュアルを言葉と絵でデジタル化、動画化した。端末一つで自分で作業の確認ができ、業務意欲の向上にもつながる」と開発のねらいを話す。

#### データ化で効率向上

NTTドコモの特例子会社「ドコモ・プラスハーティ」大阪南港センター（大阪市住之江区）は、テーブルの天板を拭くダスターの動かし方や、ダスターの汚れに応じた赤・青・黄色の色分けバケツの使い方などの作業マニュアルをデータ化した同社用の衛生管理（清掃）ソフトを使い、作業効率のアップについて検証を行っている。

同社業務運営部の岡本孝伸担当部長（46）は「ぶ厚い紙のマニュアルを持ち歩くのは、仕事を教える側にも不便。端末で手軽に作業が確認できれば、就労現場での障害のある人の混乱や迷いを軽減できる」と期待を寄せる。

誤差数センチで検出も

一方、視覚障害者の自立歩行・通勤支援機器として注目されているのが、衛星利用測位システム（GPS）を利用して視覚障害の人の通勤を助ける個人用の「My 地図端末機器」の開発。

日本の衛星測位システム準天頂衛星「みちびき」と、米国のGPSを組み込んだ高精度位置情報検出機器を用い、使用者専用の個人地図データベースを作成し、スマートフォンに登録。歩行誘導は、骨伝導ヘッドホンによる音声案内が行い、登録ルートから外れたときは振動や音声警告で知らせる。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の福祉用具実用化開発支援事業として、システム開発の「ニュージャパンレッジ」（山口市）とIoT機器開発のフォルテ（青森市）が共同開発。来年以降の発売を予定している。

会場で解説にあたったニュージャパンレッジ顧問の小菅一彦さん（70）は、「電波の届かない駅構内など屋根のある建物ではまだ使用できないが、みちびきを利用することで誤差数センチレベルの位置が検出でき、歩行の安全は格段にアップする」と話し、大きな反響を呼んだ

## 「りたりこ」働きたい障害者向け検索サイト開設へ 2万事業所を掲載

福祉新聞 2018年02月28日 編集部

写真集あり	紹介状発行あり
求人票掲載あり	給与面あり
就職先掲載あり	有資格者スタッフ掲載
プロフィール掲載あり	子育て支援あり

利用社員	20人
住所	〒143-0031 東京都品川区五反田3-6-20 いりたりこ五反田ビル4F
交通	品川区駅「五反田駅」西口より徒歩5分 都営浅草線・東急池上線「五反田駅」より徒歩5分 JR山手線・東急池上線、地下鉄有楽町線・都営地下鉄三田線「五反田駅」より徒歩10分
電話番号	03-5719-6500
HP	<a href="http://works.litalico.jp/center/kyogyo/">http://works.litalico.jp/center/kyogyo/</a>
運営法人	株式会社LITALICO

（株）LITALICO（東京）は3月下旬、精神障害者などが自分に合う障害者事業所を検索できる就職情報サイト「LITALICO（りたりこ）仕事ナビ」を開設する。各施設のこだわりや就職実績などを掲載することで、事業所と利用者のミスマッチを解消すると同時に、事業所の新規利用者の獲得も手助けしたいという。

掲載対象は、就労移行支援や就労継続支援A型、同B型を運営する全国の約2万事業所。事業者は記事と写真で、利用者の障害種別や男女比、年代、就職者数、就職先など事業所の雰囲気を伝えられる。

サービス開始時の費用については▽0円▽2万4800円▽3万4800円▽4万9800円——の4段階。無料プランだけ、システム利用料として1件の問い合わせにつき1万2800円かかる。

月額有料プランだと、優先的にサイト内の広告枠の露出が多くなる。また6月から首都

圏で1万部発行するフリーペーパーにも載る。



サイト開設の背景には、個別の事業所ではネット対応へのハードルが高い現実がある。全国で就労移行支援事業所を60カ所以上運営する同社の場合、利用者の問い合わせの6割がネット経由だ。

しかし小規模や新規の事業者だと、利用者が検索しても、広告サイトがあふれ、事業所のサイトにたどり着けない。適切なウェブ対策をすれば、年数十万円規模のコストが必要になる。

**中俣博之氏**

中俣博之・同社取締役は「そもそも事業所のスタッフは現場の支援が第一で、利用者の集客まで手が回らない。手頃な価格で常に利用者を集めることができれば、積極的な就職支援が可能となり、一般就職も増えるのでは」と話す。同社は今後1年で、仕事ナビに2

000事業所の登録を目指すという。

**演劇ユニット「南船北馬」 「さらば、わがまち」 「マイノリティー」が自ら出演 大阪・2～4日** 毎日新聞 2018年3月1日

劇作家、棚瀬美幸の演劇ユニット「南船北馬」が、新作「さらば、わがまち」（棚瀬作・演出）を2～4日、大阪市中央区のウイングフィールドで上演する。5回公演。棚瀬は2011年以降、公募で出演者を決め、各人の体験や思いを生かす舞台作りに挑んできた。今回は、自身を何らかの社会的マイノリティー（少数派）だと自認する人を募集。

**民事再生計画の提出延期 障害者解雇の法人 岡山** 産経新聞 2018年3月1日

障害者が働きながら技能を身に付ける「就労継続支援A型事業所」の閉鎖が相次いでいる問題で、民事再生手続き中の一般社団法人「あじさいの輪」（岡山県倉敷市）の再生計画案の提出期限が、5月1日まで延期されたことが1日、岡山地裁への取材で分かった。当初の期限は2月末だった。また、民事再生手続きを進めていた関連企業2社のうち、A型事業所を2カ所運営している「あじさいの花」（同市）は、岡山地裁に再生計画案を同月28日までに提出。一方で別の1社に関しては岡山地裁が同日付で手続きの廃止決定をした。

東京商工リサーチなどによると、負債総額は約14億8千万円。あじさいの輪は昨年7月に経営悪化を理由に複数の事業所を閉鎖して約200人を解雇。昨年9月に民事再生法の適用を岡山地裁に申請し、10月に開始決定を受けていた。

**倉敷市 A型事業所利用者、事前評価へ 就労訓練で判断 来年度 /岡山**



毎日新聞 2018年3月1日  
**A型事業所利用希望者への事前評価が実施される「倉敷市ふじ園」＝岡山県倉敷市有城で、小林一彦撮影**

一般就労が難しい障害者を雇う就労継続支援A型事業所の利用を希望する障害者について、倉敷市は来年度から、一定期間の就労訓練を実施し、A型事業所への適性を判断するアセスメント（事前評価）を導入する。市によると、全国でも例のない制度という。【小林一彦】

「障害者の選別」懸念

倉敷市では昨夏、「あじさい」グループのA型事業所が閉鎖し、224人の障害者が解雇された。あじさいグループを巡っては、雇用契約を結ぶA型事業所に不向きな障害者も就労させ、国や自治体からの補助金を増やしていたとの指摘も出ている。また、市が昨秋、



障害者の相談支援事業所にアンケート調査したところ、A型事業所を利用する障害者の3割程度は適応できていないとの回答が寄せられた。これを受け、市は対策に乗り出すことにした。

#### 知的障害ある人の歯科治療、もっと受けやすく 若井琢水 朝日新聞 2018年3月1日



全身麻酔で患者に歯科治療を行う菊地公治医師。麻酔医（奥）が常に患者の状態などをモニターで確認している＝さくら市氏家

知的障害のある人の歯科治療には、施術中のけがを防ぐため全身麻酔を用いることがある。これまで設備が整った大病院に限られていたが、栃木県内でも取り組む歯科医が徐々に増えてきた。ただ数はまだ少なく、望むような治療を受けられない障害者が多いのも現状だ。

さくら市の民間歯科医療施設「スペシャルニーズセンター」（SNC）は2016年から、知的障害者を対象にした全身麻酔による歯科治療を行っている。

手術台に横たわる9歳の女兒に、麻酔医が「怖くないよ。ママもいるからね」と優しく呼びかけた。吸入マスクを口元にあてがうと、呼吸が静かに。麻酔が効いたことを確かめると、センター長の菊地公治さん（41）が歯の治療を始めた。手術は1～2時間前後。2時間ほど休めば、即日帰宅できる。

菊地さんは自治医科大病院などで知的障害者の歯科治療に携わってきた。患者の中には、治療中に体を動かしてけがをする危険があるため、全身麻酔による治療が必要な人がいるが、全身麻酔手術は設備の整った大学病院などに限られる。県内では同院や国際医療福祉大病院など約10の医療機関でしか行われておらず、予約が半年以上先になることもあった。菊地さんは「必要としている人がいるのに、手術をできる場所が足りない」と感じ、SNCを開業。昨年度は234件の全身麻酔治療を行った。

患者のほとんどが他院で治療を受けられなかった人たちだ。ダウン症の息子（47）の父親（71）は「治療中に暴れて受けられなかったことがあった」。歯科医に電話したが、障害を理由に何軒も断られたこともあったという。自閉症の娘（18）を持つ母親（50）は「大学病院ではなかなか予約が取れず、何度も担当者が変わる。ここではそんなことがない」と話す。

#### 盛岡病院が入所対応 18歳以上「重症心身障害者」 岩手日報 2018年3月1日

盛岡市青山の国立病院機構盛岡病院（菊池喜博院長）は2019年4月をめどに重度の肢体不自由と知的障害が重複する18歳以上の「重症心身障害者」の療養介護施設を院内に新設し、短期入所利用も含め40床を確保する。受け入れ先が不足し、自宅待機が増えている重症心身障害者に対応する取り組みで、県や県重症心身障害児（者）を守る会（斉藤勉会長）などの要望を受け実施に踏み切る。

盛岡病院は県や岩手医大と連携して医師や医療スタッフの確保を進め、休眠状態にあった空き病棟の改修も同時並行で行う。40床の確保により、現在県内に約50人いる入所待機者問題の解消が前進。空きベッドは短期入所に活用する。

#### 障害者虐待、初の死亡事例 16年度滋賀県、総数は最多74件

京都新聞 2018年3月1日  
滋賀県内で2016年度、障害者への虐待が過去最多の74件確認されていたことが2

8日までに、厚生労働省の調査で明らかになった。このうち因果関係は不明だが、障害者2人が両親から虐待を受けた後に亡くなった事例も判明した。県内の死亡事例は初めて。

障害者虐待は12年度の調査開始以来、毎年増えている。16年度は前年度より8件増え74件となり、障害者74人に対する虐待が市町によって認定された。

このうち69件が親族ら養護者による虐待で、前年度より21件増えた。種別では「身体的虐待」が55・1%で最も多く、「心理的虐待」29・0%、「放棄・放置」21・7%、「経済的虐待」18・8%が続いた。

虐待者は母が31・7%を占め、次いで父22・0%、兄弟姉妹20・7%だった。虐待が認められた際、市町が養護者と障害者を分離した事例は16件あった。

残る5件は福祉施設従業員による虐待で前年度より13件減った。「心理的虐待」が3件あり、世話人や生活支援員、就労支援員らが虐待を加えていた。

厚労省が「虐待等による死亡事例」としたのは2件。死亡した障害者は30歳代の男女各1人で、いずれも両親の虐待だった。

1件目は精神障害のある被害者が自宅で暴れたため、両親が手足をテープで束縛。外した後に様子を見ると心肺停止となっていた。2件目は被害者に知的障害があり、自宅内で両親から行動や外出を制限された後、病院を受診して入院し間もなく病死したという。

1件目は不起訴処分となり、2件目は県警が「事件性なし」と判断した。いずれも身体的虐待で、「ネグレクトを除く養護者の虐待による致死」と「その他（病死）」に分類された。

県や市町が受けた相談・通報件数は前年度より9件減って179件だった。

県障害福祉課は「死亡事例も含めて虐待の増加傾向を深刻に受け止めている。虐待を小さい芽のうちに防ぐには早期発見、早期対応が必要だ。施設や市町職員向けの研修の在り方を見直したい」としている。

## 消えない傷 今苦しんでいるあなたへ 東小雪さん「あなたは決して悪くない」

毎日新聞 2018年3月1日



東小雪さん=本人提供

性暴力に遭ったことを打ち明けることができず、心身に大きなダメージを受け続けている「あなた」に、伝えたいメッセージがあります。性暴力を経験した当事者や、支援者から寄せられた力強いメッセージを随時紹介します。これらのメッセージが「あなた」の心の重荷を少しでも軽くし、生きる力の支えになることを願ってやみません。

<被害についての生々しい表現や心情が書かれているものもあり、フラッシュバックを起こしたり、具合が悪くなる可能性がありますので、ご注意ください。>

LGBTアクティビスト 東小雪さん

私は実の父親から性虐待にあって育ちました。記憶があるのは、3歳の頃からお風呂場で、体を洗うときに性器を触られるようになり、小学3年生ごろからは挿入を伴うようになりました。「記憶があるのは」とか、小学3年生「ごろから」というのは、解離という症状のため、記憶があやふやなためです。

同居していた母親も祖母も、性虐待の事実を知っていたと思います。お風呂場での被害だったので、泣き声や出血でわかると思うからです。しかし私は助けられませんでした。

中学2年生で初潮を迎えた際に、母親が「もう大人になったのだからお父さんとお風呂に入るのはやめなさい」と、リビングで宣言するまで、被害はやみませんでした。

その後、私は精神科に通院するようになり、境界性人格障害という診断名をつけられ、自傷行為や自殺未遂を繰り返しました。閉鎖病棟に入院していたこともあります。何年もの間働くことができず、トラウマとフラッシュバックによって、性虐待の被害を「魂の殺

人」と呼ぶしかないほど、壮絶な苦しみを味わいました。

今まさに被害に遭っている方にお伝えしたいのは、あなたは決して悪くないということです。そしてどこも汚れてなどいないし、あなたは何も損なわれてなどいないということ強く強くお伝えしたいです。

加害者の秘密の片棒を担ぎ続ける必要はありません。今あなたが感じている恥の感覚や、罪悪感は、本来加害者が感じるべきものです。

今世界中で、#Me Tooというキャンペーンが盛り上がっています。被害にあった人たちが、世界中で声を上げ始めているのです。今はまだとても頑張れないという人は、それでいいと思います。性暴力は、声を上げる力を奪う暴力なのですから。

それでもやはり私は、被害を受けた人はどこも損なわれていないし何も悪くない、ということをお伝えしなければと思います。

トラウマからの回復は確かに大変ですが、今どんな状況にある人でも生きてさえいれば、必ず生きる力を取り戻すことができます。

私は実の父親からの被害でしたが、加害者は父親とは限りません。性暴力は、力関係のあるところで起こります。被害者は女性とは限りません。男性も、セクシュアルマイノリティーの人も、被害にあうことがあります。

性暴力の事実をより多くの方に理解をしていただいて、性暴力被害のない、安全な社会を築いていきたいと心から願っています。

### 【防げ 若者の自殺】(3) 居場所を作り自立後押し...対象者の友人、恋人もサポート



読売新聞 2018年3月1日

1日1回は入居者の状況を確認する西隈さん。グループホームの交流室から、部屋にいる若者に電話することも(東京都内で)

「おはよう。具合はどう?」。東京・多摩地区のアパートを利用したグループホーム「キキ」で、NPO法人「東京フレンズ」理事長の西隈亜紀さんが入居者に声をかけた。

キキは、障害者総合支援法の「共同生活援助」という福祉サービスに基づいて運営する施設。精神疾患や発達障害などがある19~30歳の男女6人が個室で暮らす。リストカットや大量服薬など自傷行為や自殺未遂の経験者もいる。毎朝、作業所などに出かける前に、西隈さんらスタッフのいる「交流室」に顔を出すことが決まりだ。連絡がない場合、スタッフが電話などで安否確認する。

西隈さんは精神科病院のソーシャルワーカーとして10年以上働いた。そこで見たのは、心のケアが必要な10代の若者が自宅に帰ることもできず、「社会的入院」を余儀なくされている現実だ。「児童養護施設も障害者施設もこうした若者の受け入れに消極的で、退院させたくても、安心して暮らせる『住まい』が見つからない。ならば自分で作ろう」と、2013年にキキを設立した。

現在の6人の入居時の平均年齢は21歳。入居期間は最長3年間。その間、不安や寂しさを訴える若者の声に耳を傾け、一緒に食事するなどして信頼関係を作り、自立した生活ができるよう支援する。これまでに8人が退去し、多くは一人暮らしを続け、結婚した人もいる。「心のケアが必要なのに行き場のない若者は多い。彼らを受け入れる施設が他にも増えてほしい」と西隈さんは話す。

夜の街をさまよう女子中高生らの支援を続けている一般社団法人「コラボ」は、15年に緊急避難的な「一時シェルター」を、16年には「中長期シェルター」をそれぞれ設けた。虐待や性暴力被害を受けるなどして帰る場所をなくした少女らが宿泊している。

代表の仁藤夢乃さんは高校時代、家庭の事情から自宅に帰れず、東京・渋谷の街をさまよった経験がある。「居場所がなく『死にたい』『消えたい』と話す女子中高生も、暖かい



部屋でご飯を一緒に食べながら話をすると落ち着くことも多い。若者の自殺を防ぐには、信頼できる大人の存在と、安心できる居場所が必要」と強調する。

心のケアが必要な人を身近で支える友人や恋人のサポートも重要だ。NPO法人「ライトリング」は、支え手を対象にした講座を開き、支える相手との適度な距離感や傾聴の仕方などを教える。

茨城県の男性（30）は5年前にこの講座に参加した。一緒に暮らす交際相手の女性（31）はうつ症状があり、男性が仕事で疲れて寝ている間にリストカットをすることもあった。「彼女を支えたいが、このままでは共倒れになってしまう」と悩んだ。

男性は講座で、同じ境遇の人たちと接し、励まされた。また、代表理事の石井綾華さんから「自分の全てを犠牲にせず、できることとできないことをはっきり伝えた方が適切な距離感を保てるようになる」などと言われ、肩の荷が下りたという。その後、2人は結婚し子どももできた。

居場所作りや寄り添いなど自殺の防止活動に取り組む民間団体の存在は貴重だ。ただ、自殺総合対策東京会議座長で精神科医の大野裕さんは、「多くの団体は資金や人手が足りず、十分に活動できていないのが現状だ」と指摘。「行政は財政面でも人材面でも、より積極的にサポートする必要がある」と訴える。



### 「親心の記録」全国に拡大 札幌で10年から配布、20万部に 北海道新聞 2018年3月1日

「親心の記録」を持つ鹿内さん（前列左）と、日本相続知財センター札幌支部のスタッフ

一般社団法人日本相続知財センター（東京）が、札幌を本拠地としていた2010年から無料配布を始めた冊子「親心の記録」が、全国に広がっている。障害のある子どもを持つ親が、自らの死後も子どもが適切な支援を受けられるよう子どもの成育歴などを書き込む内容で、発行部数は昨年12月に20万部に達した。同センターはさらなる普及を目指し、インターネット上で募金を呼びかけている。

「親心の記録」は、07年に千葉県船橋市の「手をつなぐ育成会」が作ったのがルーツ。10年に網走地区の知的障害児の親たちが船橋を参考に「オホーツク版」を作製した。同センター専務理事で、ダウン症の娘（14）を持つ鹿内幸四朗さん（48）＝後志管内蘭越町出身＝が、札幌勤務時に冊子の存在を知り、取り組みに共感。企業から協賛金を集め、同センターとして「親心の記録」を作り、合わせて無料配布を始めた。

### 社説：優生手術の実態 解明へ都道府県も行動を 西日本新聞 2018年03月01日

旧優生保護法の下、障害者らに不妊手術を強いた実態が徐々に明らかになってきた。優生政策を実質的に担っていたのは、それぞれ審査会で手術の適否を決めていた都道府県である。積極的に資料と事実を掘り起こし、公表すべきである。歴史を真摯（しんし）に総括し、将来に生かすためには不可欠の作業だ。

このうち大分県は、男女101人の個人名が記載された不妊手術の資料が保管されていたと発表した。メディアからの照会を受け、調査していたという。

本紙が同時に九州各県に問い合わせたところ、福岡県で6人、長崎県で51人分の記名資料が見つかった。残る4県は「現存しない」と回答している。

ただ、国などの統計によると、不妊手術の例がない都道府県はない。保管されている可能性がある公文書館などの調査を徹底しなければならない。

旧優生保護法は「不良な子孫」の出生防止を目的に1948年から96年まで存在した。医師が申請し都道府県の審査会で決定すれば本人の同意なしで手術できた。

最近注目され始めたのは、手術を強いられたという宮城県の60代女性が国に損害賠償を求める初の訴訟を起こしたからである。

国の統計には個人名がなく、手術の対象者は統計上の数字としてしか把握されていなかった。「当時は適法だった」として国は実態調査も実施していない。国会では解明に向け与野党が動き始めた。

個人名が分かる記録は、25道府県に約3500人分あることが共同通信の集計で分かっている。このうち北海道は最多の約1100人に及ぶ。高橋はるみ知事は「今ここに生きる人間として、この事実が日本の歴史の中にあつたことは大変悲しい」と述べ、国に実態把握などを求めた。優生政策は、障害者らの人権と尊厳を踏みにじった。つい二十数年前まで行われていた事実を直視せねばならない。都道府県は自ら実態の解明に取り組み、国に救済を促すべきだ。

**社説:旧優生保護法 強制不妊の被害を救済したい** 読売新聞 2018年03月01日

旧優生保護法は結果として、障害者への差別と偏見を助長した。被害の実態を把握し、救済を図る必要がある。「不良な子孫の出生防止」を目的とする旧優生保護法に基づき、遺伝性疾患の患者や知的障害者らが不妊手術を受けた。約2万5000人にも上るとされ、このうち約1万6500人については、本人の同意がなかった。

15歳の時に手術を強制された60歳代の女性が1月、国に慰謝料を求めて仙台地裁に提訴した。旧優生保護法の違憲性を問う初めての訴訟だ。「子供を産み育てるという自己決定権を奪われた」とする女性の訴えは重い。

旧優生保護法は1948年に施行された。ナチス・ドイツの断種法を参考にした戦前の国民優生法を引き継いだ。戦後の人口増による食料不足が背景にあつた。優生思想に基づく政策は当時、多くの国で採り入れられていた。

高度成長期に入っても、強制不妊手術は多数実施された。ハンセン病患者に対する強制隔離政策と同様、社会全体が無理解、無関心だったことが、制度が存続した要因の一つだったのではないかと。

旧優生保護法が「障害者差別にあたる」として、母体保護法に改正されたのは、96年になってからだ。優生思想に基づく強制不妊手術などの条文は削除された。

提訴をきっかけに、手術の適否を判断した都道府県の審査会の資料などが相次いで開示されている。9歳や11歳の少女にまで手術を強いたり、件数を積極的に増やそうとしたりしていた実態が明らかになりつつある。まずは、手術に関する資料の散逸を防ぐための措置が必要だ。当事者の高齢化が進む。手術記録が残っていないケースでは、提訴のハードルは高い。訴訟とは別に、救済を急ぐべきだ。

国会では近く、超党派の議員連盟が発足する。議員立法などによる救済の枠組みを検討するという。歓迎すべき動きである。ハンセン病療養所の入所者らを救済した際の対応が参考になろう。強制不妊手術が行われたスウェーデンやドイツでは、政府が謝罪と補償を行った。国連の自由権規約委員会などは日本政府に実態調査や救済を勧告している。

政府は「当時は適法な手術だった」と、調査にさえ及び腰だった。後ろ向きの姿勢を改め、主体的に実態把握に努めるべきだ。

過去の過ちと真摯に向き合う。政府だけでなく、社会全体に課せられた責任でもある。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も  
大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行

